

報告事項エ

微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）への対応について

微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）への対応について、別紙のとおり報告します。

平成25年4月23日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

## 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）への対応について

スポーツ健康教育課

県教育委員会においては、「鳥取県微小粒子状物質に係る注意喚起等実施要領」（生活環境部水・大気環境課）をもとに、県立学校における暫定的な判断基準を示し、注意喚起等の情報への留意及び各学校での適切な対応について周知を行うとともに、市町村教育委員会等へ参考送付をした。

### 記

#### 1 注意喚起に関する県の対応

以下の場合、県ホームページ等に掲載されるほか、各県立学校へはスポーツ健康教育課よりファクシミリで情報提供する。

＊市町村立学校については、各市町村から情報提供

- (1) PM<sub>2.5</sub>濃度の日平均値が国の環境基準値（35  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）や暫定指針値（70  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えると予想される場合
- (2) 各1時間値が85  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

（注）

#### 【環境基準値】

環境基本法第16条1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。

#### 【暫定指針値】

現時点での疫学的知見により、健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準。

#### 2 県立学校における対応

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

区 分	予想される 日平均値	判断基準 (各1時間値)	学校での屋外活動について (県の目安を学校の教育活動に置換えた行動の目安)
1 【情報提供】	35 (環境基準値)	35超	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に制限を加えるものではないが、屋外で運動や教育活動を行う際には、児童生徒の健康観察を行い、呼吸器系や循環器系疾患のある者へは特に配慮する。</li> </ul>
2 【警戒情報】	70 (暫定指針値)	85超	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り屋外での運動は避ける。 (体育学習、部活動は、体育館等の室内で行う。)</li> <li>・屋外でのその他の教育活動についても、長時間はできる限り行わないようにする。</li> <li>・呼吸器系や循環器系疾患のある者へは、積極的な配慮を心がける。</li> </ul>
	100	120超	<p>国内で観測された最高値はおよそ日平均100 <math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>なので暫定的に100 <math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>（各1時間値で120 <math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>超）を行事中止を検討する目安とする。</p>

スポーツ健康教育課

1. PM2.5の健康への影響について

PM2.5の曝露濃度（呼吸する空気中に、有害物質がどの程度含まれるのかを測定したもの）と健康影響との間には一貫した関係は見出されていないが、高感受性者（呼吸器系や循環器系の疾患のある者、小児、高齢者など）においては、低濃度であっても健康影響を生じる可能性は否定できない。

2. 注意喚起に関する県の対応

以下の場合、県ホームページ等に掲載されるほか、各県立学校へはスポーツ健康教育課よりファクシミリで情報提供する。

（情報経路は右図参照）

- ① PM2.5濃度の日平均値が国の環境基準値（ $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）や暫定指針値（ $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えると予想される場合

※暫定指針値（ $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）超の判断基準は午前9時の1時間値  $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超

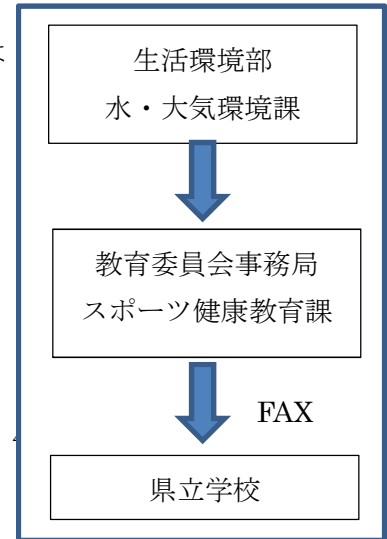
- ② 各1時間値が  $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

◇県ホームページ（毎日午前9時時点の県内の測定値等を公開。又、測定データを1時間ごとに更新して情報提供。）

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=209817>

◇あんしんトリピーメール、Twitterでも情報提供

※各1時間値が  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたときは、「注意情報」として、県ホームページ、あんしんトリピーメール及びツイッターで情報提供されるが、ファクシミリは流さない。



\*環境基準値：環境基本法第16条1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。  
 \*暫定指針値：現時点での疫学的知見により、健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準。

3. 県が示す注意喚起の基準

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

区分	予想される日平均値	判断基準 (午前9時の1時間値)	行動の目安
【情報提供】	35 (環境基準値)	35超	<ul style="list-style-type: none"> <li>・微小粒子は、人の健康に対して影響を与えることが懸念されています。</li> <li>・アレルギーや呼吸器などに疾患をお持ちの方は特に、健康な人でも諸症状が出てくるおそれがありますのでマスクやうがいを中心を心がけたり、外出を控える等、予防措置をお願いします。</li> </ul>
【警戒情報】	70 (暫定指針値)	85超  (※各1時間値が85超の場合も警戒情報とされる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・微小粒子は、人の健康に対して影響を与えることが懸念されています。</li> <li>・健康な人でも諸症状が出てくるおそれがありますのでマスクやうがい、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らすことをお勧めします。</li> <li>・特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児の方、高齢者の方は、体調に応じて、より慎重に行動してください。</li> </ul>

#### 4. 県立学校における対応

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

区分	予想される日平均値	判断基準(各1時間値)	学校での屋外活動について(県の目安を学校の教育活動に置換えた行動の目安)
1 【情報提供】	35 (環境基準値)	35超	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に制限を加えるものではないが、屋外で運動や教育活動を行う際には、児童生徒の健康観察を行い、呼吸器系や循環器系疾患のある者へは特に配慮する。</li> </ul>
2 【警戒情報】	70 (暫定指針値)	85超	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り屋外での運動は避ける。(体育学習、部活動は、体育館等の室内で行う。)</li> <li>屋外でのその他の教育活動についても、長時間はできる限り行わないようにする。</li> <li>呼吸器系や循環器系疾患のある者へは、積極的な配慮を心がける。</li> </ul>
	100 (日本でかつて観測された最高値。健康被害についての知見はない)	120超 (環境省「微小粒子状物質に関する専門家会合」資料P. 6 グラフ参照)	<p>国内で観測された最高値はおよそ日平均<math>100\mu\text{g}/\text{m}^3</math>なので暫定的に<math>100\mu\text{g}/\text{m}^3</math>(各1時間値で<math>120\mu\text{g}/\text{m}^3</math>超)を行事中止を検討する目安としてください。</p> <p>※午前9時から午後6時までの各1時間値が<math>85\mu\text{g}/\text{m}^3</math>を超えた場合に警戒情報が出されますが、1日1回限りであり、また、警戒情報解除の情報伝達は行われません。H25年4月以降は、県のHPで、測定データが1時間毎に(24時間)情報更新されますので、参考にしてください。</p> <p>[参考] [環境省「微小粒子状物質に関する専門家会合」H25. 2] 微小粒子状物質に関するQ&amp;Aより Q「暫定指針値」を超えた場合の、体育祭等の屋外での行事は中止する必要がありますか A「<u>暫定指針値</u>を大きく超えない限り、体育祭等の屋外での行事は中止する必要はないと考えられます。</p>

※ 呼吸器系や循環器系の疾患のある児童生徒については平素から把握し、日常の健康管理を行うこと。